

新聞摘要



(2014 年 6 月 17 日～9 月 20 日)

6 月 17 日 (星期二)

居住在山形県の遺華日本人正在建造位于山形市内的共同墓地。此建设计划由日中友好协会山形县联盟协助实施，并呼吁大家为建设费用捐款。此联盟还在今年春天出版了遗华孤儿的证言集《故国曾经在远方——遗华孤儿证言》，并计划将销售此书之所得用于建设墓地。

6 月 20 日 (星期五)

九州律师会联盟向国家递交了一份劝告书，指出国家所实施的政策侵犯了中国归国者第二代人权，催促国家创立一套面向第二代的年金制度并增加其就业机会；采取措施充实在医院等机构的翻译服务及日语教育等。

7 月 8 日 (星期二)

厚生劳动省宣布，17 名遗华日本人代表及为之提供支援的律师将于 7 月 9 日 (星期三) 14:00，在省内大臣室与田村厚生劳动大臣进行大约 20 分钟的会面交谈。而去年是于 6 月 17 日实施的。

7 月 18 日 (星期五)

中国唯一的一个支援遗华日本人及其养父养母的民间组织“残留孤儿・养父母联络会”(黑龙江哈尔滨市)迎来了成立三十周年的日子，并于 17 日举行了纪念典礼，50 名遗华孤儿及其养父养母列席了典礼。在有关人员年势越来越高的现下，此联络会立志在日本举办传承交流史的资料展。此联络会是哈尔滨红十字协会儿科医生胡小惠女士 (70 岁) 在为生活困难户提供支援时，得知遗华孤儿养父养母之困苦和孤独后成立的。据黑龙江省公安局的调查显示，在二战后确认到的 2800 余名遗华孤儿中，有 1800 余人居住在黑龙江省。大部分遗华孤儿都已回国，近几年此联盟所掌握・支援的养父养母只剩下数人。

ニュース記事から

(2014 年 6 月 17 日～9 月 20 日)

6 月 17 日 (火)

山形に暮らす中国残留邦人が、山形市内に共同墓苑の建設を進めている。日中友好協会山形県連合会が協力して計画を進めており、建設のための寄付を呼びかけている。会は今春、残留孤児の証言集『祖国は遠かった—中国残留孤児の証言』を出版しており、その売り上げも建設費用に充てる予定。

6 月 20 日 (金)

九州弁護士会連合会は、国の施策が中国帰国者 2 世の人権を侵害しているとして、2 世を対象にした年金制度や就業機会の創設、病院での通訳サービスや日本語教育などの施策を実施するよう、国に勧告書を出した。

7 月 8 日 (火)

厚生労働省は、中国残留邦人の代表等 17 名とその支援弁護士が、7 月 9 日 (水) 14:00 より約 20 分程度、田村厚生労働大臣と省内大臣室で面会することになったと発表した。昨年は 6 月 17 日に行われた。

7 月 18 日 (金)

中国で唯一の中国残留邦人や中国人養父母を支援する民間団体「残留孤儿・養父母連絡会」(黒竜江省ハルビン市)が結成 30 年を迎え、17 日に記念式典を開いた。孤児や養父母ら約 50 人が出席。関係者の高齢化が進む中、交流史を伝える資料展の日本開催を目指している。この会はハルビンの赤十字に勤めていた小児科医の胡曉恵さん(70)が生活困窮者の支援をする中で、養父母の生活苦や孤独を知って立ち上げた。黒竜江省公安厅によると、戦後確認された残留孤児 2800 人余りのうち 1800 人以上が同省にいたとされる。孤児たちの多くは帰国

8 月 25 日 (星期一)

9 月 13 日 (星期六) 将召开由九州律师联盟与日本律师联盟共同举办的专题研讨会“遗华归国者的现在和所存在的问题~立志建立一个让人人都有尊严的共生社会”(下午 1 点 30 分于アクロス福岡国际会议厅四楼举行)。此次研讨会计划通过基本方针报告、基本方针演讲及公开座谈讨论会等活动,以归国者第二代问题为中心,探讨现在在对其支援方面所存在的具体问题。

9 月 5 日 (星期五)

厚生劳动省宣布,遗留在库页岛的 14 名日本人集体暂时回国(14 名再次暂时回国者,14 名护理者)的日程为自 9 月 6 日(星期六)至 9 月 16 日(星期二),共 11 天。此次日本人集体暂时回国事业,由特定非营利法人萨哈林协会接受厚生省委托实施,并将组织暂时归国人员走访亲戚及扫墓。厚生劳动省自平成 7 年起开始实施遗留在库页岛的日本人集体暂时回国事业,而在这之前的平成 6 年,此项事业是由民间组织负责实施的。

9 月 12 日 (星期五)

厚生劳动省宣布,遗华日本人一行 16 人(首次暂时回国人员 1 人,再次暂时回国人员 15 人;看护人员 15 人)集体暂时回国的日期为自 9 月 16 日(星期二)至 9 月 27 日(星期六)的 12 天时间。此集体暂时回国事业由公益财团法人中国残留孤儿援护基金接受厚生劳动省委托实施,并将组织暂时归国人员走访亲戚及扫墓。厚生劳动省自平成 6 年起开始实施遗华日本人集体暂时回国事业,而在这之前的平成 5 年,此项事业是由民间组织负责实施的。

① 请注意

本栏目的新闻皆为一般报章的报道摘要。因此,并非为政府正式公布之内容,其中一部分还包含媒体的观察消息,敬请注意。

し、会が把握・支援してきた養父母も近年は数人が残るだけだ。

8 月 25 日 (月)

九州弁護士会連合会は、日本弁護士連合会との共催で、9 月 13 日(土)にシンポジウム「中国残留帰国者の現在と問題点~尊厳ある共生社会を目指して」(午後 1 時 30 分、アクロス福岡 4 階国際会議場)を開催する。基調報告や基調講演、パネルディスカッションなどを通じて帰国者 2 世の問題を中心に、現在の支援の問題点などを議論する予定。

9 月 5 日 (金)

厚生労働省は、樺太等残留邦人の集団一時帰国 14 名(再一時帰国 14 名、介護人 14 名)の日程が 9 月 6 日(土)から 9 月 16 日(火)までの 11 日間になったと発表した。特定非営利活動法人日本サハリン協会に委託し、親族訪問や墓参などを行う。厚生労働省では、平成 7 年から樺太等残留邦人の集団一時帰国事業を実施しており、平成 6 年以前は民間団体等による集団一時帰国が行われていた。

9 月 12 日 (金)

厚生労働省は、中国残留邦人の集団一時帰国 16 名(初めての一時帰国 1 名、再一時帰国 15 名、介護人 15 名)の日程が 9 月 16 日(火)から 9 月 27 日(土)までの 12 日間になったと発表した。公益財団法人中国残留孤児援護基金に委託し、親族訪問や墓参などを行う。厚生労働省では、平成 6 年から中国残留邦人の集団一時帰国事業を実施しており、平成 5 年以前は民間団体等による集団一時帰国が行われていた。

① ご注意 本欄の内容は、すべて一般の新聞などで報道された内容を要約して掲載しているものです。したがって、政府が公式に発表したものではなく、一部には報道機関の観測記事なども含まれていますので、ご注意ください。